

目黒区まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

平成27年12月17日目企政第1035号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、関係者から意見を聴取するため、目黒区まち・ひと・しごと創生懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(聴取事項)

第2条 懇話会においては、委員から目黒区まち・ひと・しごと総合戦略及び目黒区人口ビジョンの策定に関する意見を聴取するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働関係団体及びメディアの関係者並びに住民代表のうちから、区長が委嘱する委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を各1人置く。

- 2 座長及び副座長は、委員のうちから区長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、区長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 懇話会は、公開とする。ただし、個人情報等を扱う場合等であつて、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して懇話会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画経営部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。